

川西町資格取得支援補助金

1 目的

川西町中小企業・小規模事業者振興条例に基づき、求職者及び勤労者が就職や仕事に役立つ資格を取得することを支援することにより、中小企業・小規模事業者の先導的役割を担う人材育成並びに良好な雇用環境の整備促進を図ることを目的とします。

2 補助対象者

補助対象者は、国、県及び他の団体等から本事業と重複する補助金等の交付を受けておらず、以下のそれぞれの要件を満たす方です。

●求職者

- (1) 川西町内に住所を有し、今後も引き続き町内に居住する意思のある者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校に在学する者を除く。
- (2) 公共職業安定所に求職登録をした者。
- (3) 就労に必要な資格を取得した者。

※求職者が希望している職種への就職に直接繋がらない資格は対象となりません。

※創業に向けた資格取得は創業促進事業補助金の対象となりますので本補助金の対象とはなりません。

●勤労者

- (1) 現就業場所の業務能力向上のために必要な資格を取得した者

※転職や副業のために取得する資格は対象となりません。

●事業所

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模事業者であること
- (2) 勤労者の要件に該当する者に資格を取得させること

※事業所からの申請は、年度内3名までとします。

3 補助対象資格

- ・ 国家資格及び公的資格
- ・ 民間資格
- ・ 講習等の修了が資格の取得と同等又は準ずるもの

※普通自動車第一種免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許、小型自動二輪車免許、原動機付自転車運転免許は対象となりません。

資格区分	対象となる資格の例
国家資格	弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士、土地家屋調査士、建築士、各種特別教育、各種技能講習、介護福祉士、社会福祉士、ケアマネージャー等
公的資格	簿記検定、販売士検定等
民間資格	資格の取得により就職に有利となること、賃金、待遇の向上が図られること又は取引の深耕、拡大が期待できることを客観的に確認できるもの。

4 補助対象経費

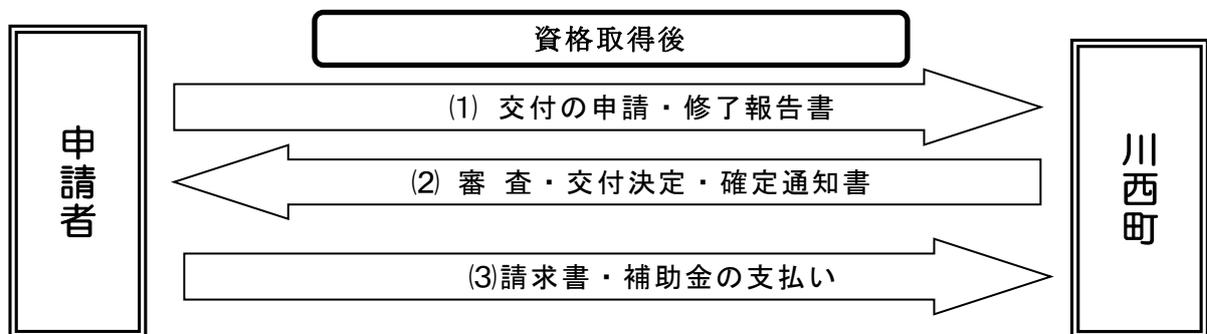
補助対象経費	対象とならない経費
受講料及び教材費	必要な経理書類を用意できないもの 既に保有している資格等の更新経費 勘定科目における旅費交通費、通信費、支払手数料、交際費 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
受験料	
資格登録料	
その他町長が必要と認める経費	

※補助の対象となる経費については、審査のうえ決定します。審査の結果対象とならない場合がありますのでご了承ください。

5 補助率等

補助率	補助対象経費の1/2以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
補助金交付限度額	1人につき5万円 補助金の交付は、1人につき年度内1回を限度とする。 事業所からの申請は、年度内3人までとする。

6 手続き



※予算の上限額に達した場合、受付終了とさせていただきます。

7 必要書類

(1) 交付申請時

資格取得（修了）及び経費支払い後、以下の書類を提出ください。

- ① 川西町資格等取得支援事業補助金交付申請書兼修了報告書（様式第1号）
- ② 資格の取得に要した経費を明らかにできる書類
- ③ 資格等を取得したことが証明できる書類の写し
- ④ 求職者が申請する場合は、ハローワークカードの写し
- ⑤ 就労者が申請する場合は、勤務している事業所に係る雇用契約書又は健康保険被保険者証の写し等雇用状況が確認できるもの
- ⑥ 事業所が申請する場合は、対象となる就労者の雇用契約書又は健康保険被保険者証の写し等雇用状況が確認できるもの

※その他にも提出を求める書類がある場合があります。

- ① 資格の概要がわかるもの
- ② 要件を満たす資格であることの確認ができる書類
 - ・求職者 ハローワークの求人票等
 - ・勤労者 賃金、待遇に係る内規等
 - ・事業者 取引の拡大等が証明できる文書等

(2) 審査・交付決定・確定通知

交付申請書兼修了報告書（様式第1号）を審査し、補助金の交付決定・確定通知書
を通知します。

(2) 請求及び補助金の支払い

**交付決定・確定通知書が交付された以降、速やかに「請求書（様式第3号）」を提出
ください。確認後、指定口座に振り込みします。**

お問い合わせ先

川西町商工観光課 商工労政係

電 話：0238-42-6645

e-mail:shokokanko@town.kawanishi.yamagata.jp